

ふじみ野市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<u>ふじみ野市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例</u> <u>(趣旨)</u> 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。次条において「法」という。)第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。 <u>(地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準)</u> 第2条 法第115条の46第5項に規定する条例で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準をもって、その基準とする。 (1) <u>地域包括支援センターの職員及び当該職員の員数に関する基準</u> <u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。次号において「省令」という。)第140条の66第1号で定める基準</u> (2) <u>前号以外の事項に関する基準</u> <u>省令第140条の66第2号で定める基準</u> <u>(その他)</u> 第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。	<u>ふじみ野市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例</u> <u>(趣旨)</u> 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る必要な基準を定めるものとする。 <u>(基本方針等)</u> 第2条 <u>地域包括支援センターは、その職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</u> 2 <u>地域包括支援センターは、介護保険等運営審議会(ふじみ野市介護保険条例(平成17年ふじみ野市条例第103号)第13条に規定する介護保険等運営審議会をいう。次条において同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</u> <u>(員数)</u> 第3条 <u>一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数が</u>

おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)(介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第19号)附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する主任介護支援専門員をいう。)

その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の地域包括支援センターの人員配置基準は、別表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合

(2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると介護保険等運営審議会において認められた場合

(その他)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第3条関係)

<u>担当する区域における第1号被保険者の数</u>	<u>人員配置基準</u>
<u>おおむね1,000人未満</u>	<u>第3条第1項各号に掲げる者のうちから</u>

		<u>1人又は2人</u>
おおむね1,000人以上2,000人未満	第3条第1項各号に掲げる者のうちから	
	<u>2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</u>	
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第3条	
	<u>第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</u>	